

生活保護基準の引き下げと生活保護法改悪に強く反対する決議

- 1 2013年度予算が成立した。生活保護の生活扶助基準額を平均6.5%、最大10%引下げる内容が含まれている。これにより生活保護受給世帯の9.6%について受給額が減るとされている。
 - (1) 政府は、3年間で生活保護費を総額670億円削減するとして、90億円は本年1月18日に発表された厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における検証結果の報告書を理由に、580億円は前回見直し（2008年）以降の物価の下落を理由にしている。

しかし、基準部会の検証結果の報告書や、物価下落はいずれも理由とならない。
 - (2) 基準部会の報告書自身「検証方法について一定の限界があることに留意する必要がある」としている。

さらに、「現実には第1・十分位の階層には生活保護基準以下の所得水準で生活している者も含まれることが想定される点についても留意が必要である」としている。

報告書自身が限界を認め、留意を要するとしている検証結果に基づいて生活保護の生活扶助基準を引下げるとは許されない。
 - (3) また、物価下落の主な要因は、家電製品にあるが、生活保護受給世帯の消費支出割合の高い食糧費と水光熱費はほとんど変動がないか上昇している。生活保護受給世帯は家電製品への支出は少なく、物価下落の恩恵はほとんど受けていない。

しかし、厚労省は生活保護世帯も一般家庭と同様に家電製品を購入すると想定し、下落率を算出しているのである。

加えて、物価下落については、基準部会では議論にさえなっておらず、唐突に生活扶助基準引き下げのために持ち出された根拠である。

生活保護受給世帯の消費支出割合の実態と大きくかい離し、基準部会での議論も経ていない物価下落率に基づいて生活保護の生活扶助基準を引下げるとは許されない。
 - (4) さらに、生活保護基準は、最低賃金の指標となり、国民年金保険料の減免基準、就学援助金の利用基準などにもなるものであり、生活保護を受給していない国民にもその引下げは影響する。生活保護受給世帯にとどまらず、生活保護を受給していない低所得者を直撃し、貧困をいっそう拡大する。
- 2 政府は、5月17日、生活保護法「改正」案を閣議決定し、今国会での成立を目指している。この「改正」案は、「水際作戦」を合法化し、扶養義務の強化により事実上扶養を生活保護の要件としている。
 - (1) 生活保護の申請は、申請意思が明確であれば口頭による申請でも有効であることは、裁判で確立されている。

しかし、これまで福祉事務所の窓口では、申請時には必要とされていない給与明細、預金通帳等の資料提出が申請の際の要件であるかのような説明をして申請を受け付けない方法での違法「水際作戦」が行われてきた。「改正」案では、生活保護の申請の際に、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書と資料の提出が必要とされたため、違法な「水際作戦」を合法化することになる。
 - (2) また、「改正」案では、扶養義務者の資力等に関し雇い主や金融機関などに報告を求めることができるとの新たな規定も盛り込まれている。

現在行われている扶養照会によっても、親族に知られることをおそれ申請をためらう生活困窮者が多いが、「改正」案では親族に迷惑をかけることをおそれいっそう申請を辞退する生活困窮者が続出すると予想される。
 - (3) この「改正」案が成立すれば、現在でも不十分な生活保護の利用がさらに困難になり、憲法25条で保障された生存権が崩壊することになる。
- 3 近年、生活保護受給者が急増したのは、非正規労働者の増加による雇用の不安定化と低年金者・無年金者が増大したことが原因である。生活保護費を削減するには、雇用の安定と社会保障の充実こそが求められる。

自由法曹団は、生活保護の生活扶助基準の引下げ及び生活保護法「改正」案に反対し、雇用の安定、社会保障の充実に向けていっそうの奮闘をするものである。

2013年5月20日

自由法曹団 5月研究討論集会